



得点	
----	--

番 号	
氏 名	

交通法規等 テスト (15問・〇×式)

〇×

- | | | |
|-----|--|---|
| 問1 | 二輪車の正しい乗車姿勢は、背筋を伸ばし、視線は一点を注視するようにする。
× 視線は一点を注視せず、先の方に向け、前方を広く見るようにする。 | |
| 問2 | 進路変更をするときは、進路を変えようとするときの約3秒前に合図を出す。
○ 問のとおり (道交法第53条、道交法施行令第21条) | |
| 問3 | 右の標識があるところでは、二輪の自動車は通行しても良い。
○ 問のとおり。二輪の自動車以外の自動車通行止め標識。(道交法第8条) |  |
| 問4 | 見通しの良い道路のまがり角付近で、対向車がない場合は、追い越しをしても良い。
× 道路のまがり角付近では追い越し禁止 (道交法第30条) | |
| 問5 | 車は、歩行者の側方を走行するときに歩行者との間に安全な間隔がとれない場合は、徐行しなければならない。
○ 問のとおり (道交法第18条) | |
| 問6 | 二輪の自動車の場合は、荷台の幅から右に0.3m、左に0.3mまではみ出して荷物を積んでも良い。
× 荷台の幅から右左0.15mずつまで。(道交法第57条、道路交通法施行令第23条) | |
| 問7 | 路線バス等優先通行帯を普通自動二輪車で走行中、通学バスが後方に接近して来たが、優先車ではないので、そのまま通行して良い。
× 「路線バス等」には通学バスも含まれる。(道交法第20条の2) | |
| 問8 | 自動車を運転するときは、運転免許証は携帯していなければならないが、自動車検査証や保険証は備え付けなくても良い。
× 備え付けなければならない。(車両運送車両法第66条) | |
| 問9 | 駐車場、車庫等の自動車専用出入口から3m以内の部分は法定の駐停車禁止場所である。
× 法定の「駐車禁止場所」 (道交法第45条) | |
| 問10 | 右の標識は、学校が近いことを表している。
× この標識は「横断歩道」を表している。 |  |
| 問11 | 普通免許の停止処分を受けている者は、その期間中は原動機付自転車も運転してはならない。
○ 問のとおり。運転した場合は無免許運転になる。(道交法第64条) | |
| 問12 | 信号機の信号が赤色の灯火を点滅している交差点の直前 (停止線) で一時停止し、安全確認をした後、徐行する。
○ 問のとおり (道交法第4条、道交法施行令第2条) | |
| 問13 | 違法駐車は運転者が責任を負うので、車両の使用者は責任をとる必要はない。
× 運転者の責任を追及できないときは、使用者に違反納付金が命ぜられる。(道交法第51条の4) | |
| 問14 | 酒気帯び運転の罰則は5年以下の懲役又は100万円以下の罰金である。
× 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (道交法第65条) | |
| 問15 | 車は、道路外の施設などに入出入りするため、やむを得ず歩道を横断する場合は、歩道に入る直前で一時停止をし、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。
○ 問のとおり。(道交法第17条) | |